

若き行政書士法人 代表の奮闘活動メモ

～吹き始めた新しい風とともに活発な活動を展開!!～

第3回 【行政書士の業務は楽しい】

行政書士法人山内事務所代表 山内 隆司

はじめに —試験お疲れ様でした—

こんには。この原稿は、1月中旬に書いております。

さて、読者の皆さんのなかには、行政書士試験の「合格発表」を、さまざまな心境で迎えていることと思います。

そして、今、本誌を手にとられている人のなかには、「夢と希望」をもって「行政書士への道」に進まれる人や、平成18年度の試験に向けてスタートを切っている人もいらっしゃると思います。

私も合格してから数年が経ちますが、人一倍合格までに時間を費やしたためか、合格発表の瞬間は、今でも忘れられません。

都庁に合格発表を見に行ったときは、二度三度と自分の名前を確認しました。

そして、3月に行政書士会から「登録証」をいただいた感動も、一生忘れることはないでしょう。

登録証交付から数年経つことを頭の隅で思い返しながら、今回は、登録後から現在までの業務のなかで、「仕事を通して純粋に楽しいと思ったこと」を、皆さんにお伝えしたいと思います。

会社設立での楽しさ

会社設立の業務とは、クライアントが一番生き生きしている時期であるとともに、これから会社のことを考え、とても不安になっている時期での業務です。

クライアントに話を聞きますと、「この業種でビジネスをしたいので、会社を作りたい」。

このことだけをいわれるクライアントが、実に多いものです。

設立当初、潤沢な資金を用意しているクライアントは、極めて稀です。皆さん、必要経費を最少に抑えることを念頭に、会社設立の準備をされています。もちろん、行政書士に依頼するための報酬も、クライアントの大切な準備金から捻出されることを忘れないでください。

では、クライアントは、「なぜ、行政書士に頼む」のでしょうか。

私は、次のように考えます。

将来を見据えたうえで定款作成ができることと、関与する行政書士のネットワークを使って、クライアントを必要かつ十分にバックアップする体制を構築するため、だと思います。

なるほど、会社設立だけを考えると、極端な例ですが、クライアントが参考書を購入して会社設立の手続をすることは可能です。しかし、現在の日本では、許認可なしに仕事をするのできる業種は数限られており、許認可なしにはビジネスがスムーズに行かないことの方が、現実には多いのです。

☆若き行政書士法人代表の奮闘!!

それに対して、行政書士が会社設立の時から関与していると、将来必要な許認可を見据えた会社設立が可能となるのです。例えば、資本金の額はいくらにしておくのが妥当か、定款の目的の文言は適しているか、役員に就任する人物は適切か、決算は税務上のことを見据えて設定しているか、等々が挙げられます。

このような、「会社設立の図書」にはあまり記載されていないことを行政書士が関与することにより、会社設立後のスムーズな許認可申請まで突き進んでいけるのです。

また、会社設立当初から、事務所のネットワークを使ってクライアントに接していますと、関与する法律家がすべて繋がっているため、さまざまな場面で威力を発揮します。例えば、会社設立の際に関与してくる法律家は最低限、司法書士、税理士、社会保険労務士、弁理士、弁護士とのネットワークが必要となります。

司法書士は、登記申請についての関与をします。税理士は、決算月の確定のアドバイスや税務処理に関与します。社会保険労務士は、会社設立後に従業員を雇用する際に関与します。弁理士は、クライアントが特殊なアイデアを持っている場合に関与します。そして、ビジネスのさまざまな場面での紛争については、弁護士が関与します。

今、ここで挙げましたすべての法律家の中心となり、クライアントに接する最初の法律家となる可能性があるのが、行政書士です。

どうですか、皆さんも、自分が行政書士の実務をこなしていることを、頭に思い描いてみてください。クライアントは、皆さんに対し、安心して依頼をすることができます。自分がリーダーとなり、他の法律家の協力を仰ぐことが可能なのです。

このようなことがクライアントに提供できると、仕事への楽しさも増すのではないのでしょうか。

入管業務での楽しさ

次に、入管業務のなかの「帰化申請」について、お話をしたいと思います。

帰化とは、日本に住み始めた外国人が生まれ取得している国籍を捨て、日本の国籍を得ることをいいます。つまり、自分が生まれ育った国籍を捨ててまで、日本の国籍を取得したいという、強い思いをもっているクライアントの一番近くで、行政書士として関与できる業務です。

帰化申請は、申請から結果が出るまで1年近くかかり、クライアントとの繋がりも必然的に長期になります。クライアントは、区役所に印鑑証明等の公的書類の取得に行くことはありませんけれど、帰化申請のような特殊な手続の経験はまずありませんので、行政書士が関与して手続を進めることで安心されるようです。

さて、帰化申請では、法務局へ何度も足を運ぶようになります。その際、行政書士はクライアントに同行します。法務局では、多岐にわたる必要資料が伝えられます。時には、クライアントの出生地でしか取得できないような資料の提出も求められますので、法務局において曖昧な認識のままだと、クライアントに多大な費用と心配をかけてしまいます。

また、クライアントの過去の個人情報に直接触れるため、いつも以上に守秘義務を意識する必要があります。

ちなみに、帰化申請のなかで、一番時間がかかる作業は何だと思いますか？

必要資料の収集ですか？クライアントの出生地からの資料の到着ですか？

一番時間がかかるのは、クライアントが「自分自身の氏名を決めること」です。

私たちは、生まれてくるときに苗字が決まっていなかったという状態は、稀ですね。両親が、名前は何にしようかと考えることだけですね。

しかし、帰化申請をするクライアントは「氏名」を考えるので、非常に悩まれます。もし、皆さんが氏名を新たに考えるような状況であれば、すぐに思いつくかどうか想像してみてください。しかも、外国の氏名ですから、相当悩まれると思います。この氏名を決定するのに、2〜3ヵ月かかるクライアントも珍しくはありません。

ちなみに、以前、クライアントがどうしても氏名が決定できないので、占い師に頼みに行っていたことがあります。その時、占い師から「古いというのは、決まった氏名については占えないよ」といわれたそうです。その話を聞いたとき、クライアントと笑った記憶があります。

帰化申請では、クライアント一人の人生の大切な分岐点に関与することが、行政書士の業務の一つであります。海外で生まれた人が、日本において生まれ変わるのです（大袈裟すぎるかな？）。

このような仕事に魅力を感じませんか？

特殊車両通行許可業務での楽しさ

まず、特殊車両通行許可のことを、「特車」といいます。

道路は、ある一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるように造られています。この規格を超える車両は、道路・交通及び環境に支障を及ぼす恐れがあるため、原則として道路の通行ができなくなっています。

しかし、道路は、社会・経済活動を支える最も重要な基盤施設でもあるため、道路及び交通と道路を通行する車両との間に調和をもたせる必要があります。

そこで、車両の構造が特殊である車両等は、道路管理者の許可が必要となるのです。

皆さんも、日常で、大きい車両が道路を通行しているのを見たことがあると思います。その構造が特殊であり、大きな車両等では、車両ごと通行経路ごとに許可を得なければなりません。特車申請のなかで、一番の重要な業務の一つとして、「通行経路図の作成」があります。

ちょっと余談ですが、皆さんが日常で歩いていると、信号（交差点）がありますよね？あの信号（交差点）には、すべてに番号が付いています。気にしたことなかったのではないのでしょうか？

私も特車申請をするまで、信号（交差点）に番号が付いているとは、まったく気にしたことありませんでした。

さて、話を元に戻します。

特車申請で使用する通行経路図では、許可を受けようとする車両の出発地から目的地までに通行する道路を結びます。出発地と目的地が近ければ、どのような経路で通行すればよいのかはわかりやすいのですが、大半は中距離での通行経路図の作成となりますので、最初のうちはとても時間がかかると思います。

先ほどの「信号に番号」ではありませんが、道路にもすべて番号が付いています。国道や都道は、地図で判明することが可能なのですが、区道等は、役所に直接問い合わせをする必要があります。電話やFAXで教えてもらえる役所もありますが、直接出向かないと教えてもらえない役所もありますので、どうしても時間がかかるのです。

また、目的地が住宅地にある場合には、念のため、現地調査にも行く必要があります。

これらのことを、クライアントが最初から最後まで自身で申請をするとなると、膨大な時間がかかります。もちろん、クライアントによっては、自社で独自のソフトを開発して時間短縮を図っている会社もなかにはありますが、この

ような対応をしていないクライアントが大半だと思います。

行政書士としては、いかに早く通行経路図を調査・作成して、申請するかが求められます。なぜなら、クライアントは通行許可が一日でも早く下りることを、心待ちにしているからです。

皆さんの工夫次第で時間の短縮が図れば、クライアントも安心して自社の営業に傾注できると思います。

業務全般の楽しさ

行政書士として、少しずつ業務をこなして行きますと、「専門分野」が自ずと確立していくと思います。

しかし、開業当初は依頼していただいた案件に対して、取捨選択をしている余裕などありません。それこそ、クライアントからの案件すべてが別々の手続になり、すべてを同時並行に進めていかなければならないのです。

行政書士業務の醍醐味は、クライアントが求めているときのパートナーとして、付き添えることだと思います。

今回、お話をさせていただきました業務は、いずれも私が取り扱っている業務のなかの一つではありますが、どれもやり甲斐のある業務です。

人それぞれ感じる場所は違うと思いますが、皆さんにも、行政書士としてやり甲斐を感じる場面は必ずあります。

会社設立の話では、ご自身のネットワークがそのままクライアントに対して提供できる「商品」になりますし、帰化申請の話では、クライアントの人生の分岐点にご一緒させていただくことができます。

行政書士の業務は、実に多岐にわたっていますので、日頃から好奇心をもち、ご自身の持ち味を発揮できる業務を探索していくことも、十分に可能だと思います。

類書多々あれど、やっぱり、1番売れている六法は...

2006年版 行政書士 必勝六法

A5判 896頁 定価3,150円(税込) 監修 東京法経学院講師室

法令学習の切り札、ここに登場!!

- 行政書士試験に必要な法令・判例(憲法、民法、行政)を収録。
- 重要法令の類出条文には、「合格コメント」付。
- 主要な判例要旨に「コメント」を付け学習しやすくなった。
- 2色刷り、かな書き・横組みで初学者にも読みやすく、使いやすい。
- 新たに「個人情報保護法」を収録。商法(抄)及び新商法(抄)・会社法(抄)も収録。

東京法経学院出版

直送料(送料+消費税)の合計が5,000円未満500円、5,000円以上無料サービス。
〒169-8505 東京都新宿区百人町2-8-5 ☎03-3364-2631

申込方法

お申込みは、代金前払、クレジット又は代金後払でお願いいたします。申込書は郵送又はFAX03-3364-2634、E-mailinfo@thg.co.jpまでお送りください。申込書には、署名、印鑑、氏名、住所、電話番号、支払方法を明記してください。直送料(送料+消費税)合計の5,000円未満500円、5,000円以上無料サービス。



好評発売中!